

正
誤

令和四年十一月一日（号外第二百三十三号）公布経済産業省令第八十二号（電気事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

九ページ及び四九ページ表中改正後欄及び改正前欄中「一」は「|」の誤り。

一二ページ表中改正後欄終りから二行目の次に次を加える。

第二章 基礎原価等項目の整理等

同ページ表中改正前欄一八行目の次に次を加える。

第二章 原価等の算定等

八三ページ一行目の前に次を加える。

様式第一第三表中「託送金算定規則」第五條第二項を「算定省令第九條第二項」に改める。